

2026年2月20日

受益者の皆さまへ

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

## ニュー・チャイナ・ファンド（資産成長型） 繰上償還の決定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております標記ファンドの繰上償還（信託終了）につきましては、法令および信託約款の規定に基づき、2026年1月19日現在の受益者の皆さまに「繰上償還（信託終了）の予定に関するお知らせ」、「繰上償還 議決権行使書面」等をお送りし、2026年2月20日に書面決議を行いました。

その結果、議決権の3分の2以上に当たる賛成をもって可決されましたので、予定通り、2026年3月10日をもって繰上償還を実施させていただくこととなりました。

今後は、償還に向けた組入有価証券等の売却等により、運用の基本方針に沿った基準価額変動とはならない場合がありますので、ご注意ください。

償還時まで保有いただいた受益者の皆さまには、償還日以降、販売会社を通じて「繰上償還 交付運用報告書」を書面交付または電子交付いたしますので、ご高覧ください。

これまでのご愛顧に厚くお礼申し上げます。今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

敬具

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友 DS アセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。